

令和6年度
海南省市内誘客促進事業補助金
募集要領

問合せ先 海南省産業振興課

073-483-8460 sangyosinko@city.kainan.lg.jp

令和6年4月1日

1. 趣旨

海南市の観光要素を活かし、市外の多くの方々に来訪していただくための支援策として、海南市への団体旅行を実施した旅行業者に対し、その費用を補助するための海南市市内誘客促進事業補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2. 補助対象者

旅行業者 旅行業法第 3 条に規定する、旅行業又は旅行業者代理店の登録を受け、事業を実施する者

3. 補助要件

- (1) 移動に貸切バスを利用し、1 台につき 10 人以上（海南市在住の者、乗務員、添乗員等を除く。）で団体旅行を実施すること
- (2) 最低 1 か所の市内施設を訪れ、1 か所につき 30 分以上滞在すること
- (3) 実施の際は新型コロナウイルス感染症対策を実施すること。
- (4) ツアー実施後に参加者に対しアンケートを実施すること。

※対象外となるツアー

- ①団体旅行が学校行事であるもの
- ②ツアーの参加者が特定の政治・宗教活動を目的とした団体の場合
- ③その他公序良俗に反するなど、市長が不相当と認めるもの

4. 補助金の額

- (1) 補助金額 10,000 円～25,000 円 / バス 1 台
- (2) 補助限度額 75,000 円 （一度のツアーにつきバス 3 台分）
- (3) 補助金額の計算方法

※市内施設への立ち寄りに応じて、加算

- | | |
|-------------------|----------|
| ①無料施設 1 か所 | 10,000 円 |
| ②有料施設 1 か所 | 15,000 円 |
| ③有料施設 1 か所 + 1 か所 | 20,000 円 |
| ④有料施設 1 か所 + 2 か所 | 25,000 円 |

※市内施設の分類

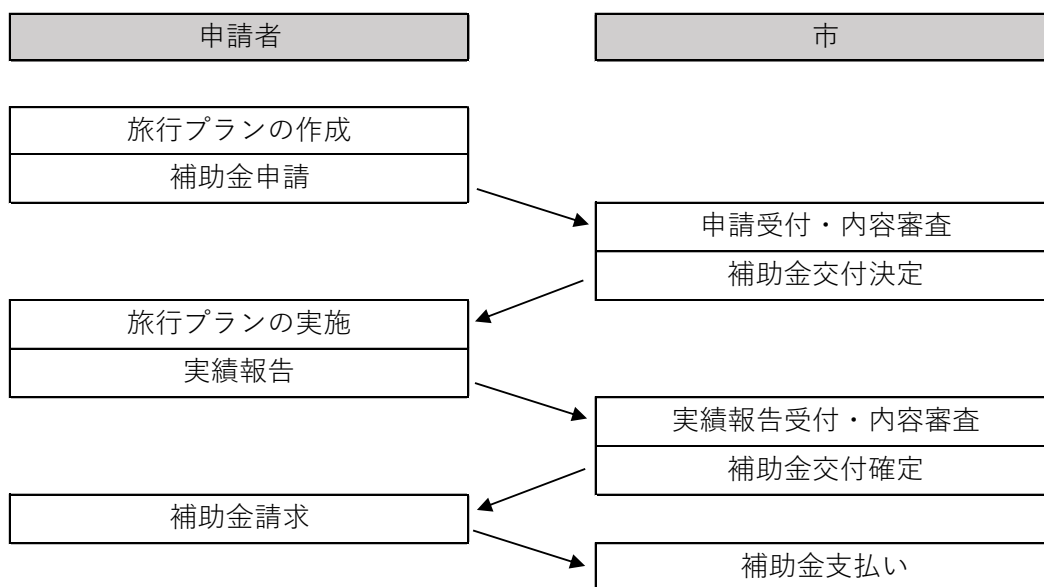
- ①無料施設 利用の際、入場料等の費用が無料の施設
例：道の駅海南サクアス、亀池公園、黒江の町並み、うるわし館、市内寺社・仏閣など
- ②有料施設 利用の際に料金がかかる施設や、飲食店
例：温山荘園、鈴木屋敷、黒沢牧場、県立自然博物館、市内飲食店、体験観光など

5. 実施期間

- (1) 申請期間 令和 6 年 4 月 8 日（月）～令和 6 年 12 月 27 日（金）
- (2) ツアー実施期間 令和 6 年 4 月 26 日（金）～令和 7 年 1 月 31 日（金）

※予算がなくなり次第終了

6. 事業実施の流れ



※補助金交付決定前にツアーを実施した場合は補助の対象となりません。ご注意ください。

7. 申請時の必要書類

- ① 海南省市内誘客促進事業補助金交付申請書
- ② 旅行行程表
- ③ (法人の場合) 履歴事項証明書
(個人事業主の場合) 確定申告書の第一表の写し
- ④ 旅行業法等による登録票の写し
- ⑤ その他市長が必要と認める書類

8. 実績報告時の提出書類

- ① 海南省市内誘客促進事業補助金実績報告書
- ② 提供した団体旅行の行程がわかる書類
- ③ 団体旅行の参加者情報
※市が用意する様式に記入してください。また、バス複数台でツアーを実施する場合は台数分提出してください。
- ④ 観光施設に立ち寄ったことがわかる写真 (別添1参照)
 - A 利用するバスの全体図及びナンバーが映った写真
 - B 無料施設を立ち寄った施設にカウントする場合は、海南省が交付決定と同時にお渡しする「海南省補助対象事業カード」と、「訪れた場所」、「参加者」が同時に写った写真 (有料施設の場合は⑤で省略可)
- ⑤ 有料施設を利用した場合は、施設利用にあたっての領収書
- ⑥ ツアー参加者に実施したアンケート
- ⑦ その他市長が必要と認める書類

9. 申請書等の入手方法

- (1) 海南市役所 5 階 産業振興課にて配布
- (2) 海南市ホームページからダウンロード

10. 申請方法

- (1) 郵送
送付先：〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂 11
海南市役所 産業振興課
- (2) 窓口へ提出
提出先：海南市役所 5 階 産業振興課
※受付時間 8：30～17：15（土日祝除く）
- (3) フォームにて提出
海南市市内誘客促進事業補助金 HP に記載

11. その他の留意事項

- (1) ツアー催行時は、日本旅行業協会・全国旅行業協会が策定した「旅行業における新型コロナウイルス対応ガイドライン」や、「貸切バスにおける新型コロナウイルス対応ガイドライン」などを参考として、感染症対策に努めてください。
- (2) 団体旅行の実施日において、ツアーの出発地、経由地(通過のみの場合を除く。)、または到着地が緊急事態宣言の実施区域又は、特措法に基づくまん延防止等重点措置の措置区域等に指定されたときは、補助の対象外とします。
- (3) ツアー内容に変更が生じる場合は、海南市に対し変更申請をする必要がありますので、随時ご相談ください。
- (4) 申請内容に虚偽があることが判明した場合は、補助金の返還を求められます。

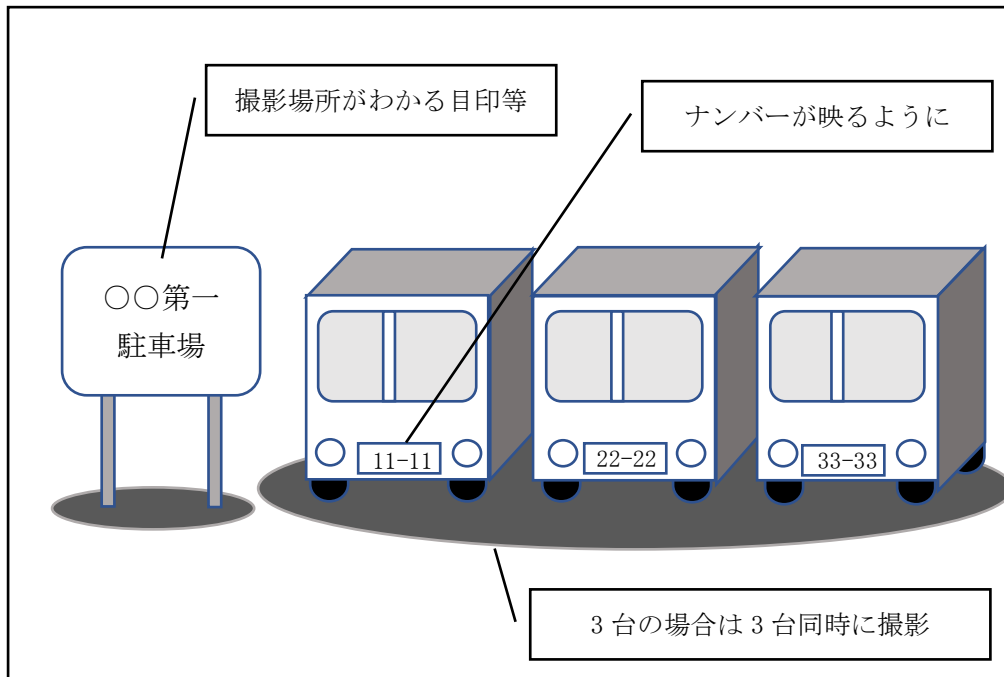
12. 問い合わせ先

海南市役所 産業振興課
〒642-8501 和歌山県海南市南赤坂 11
TEL：073-483-8460

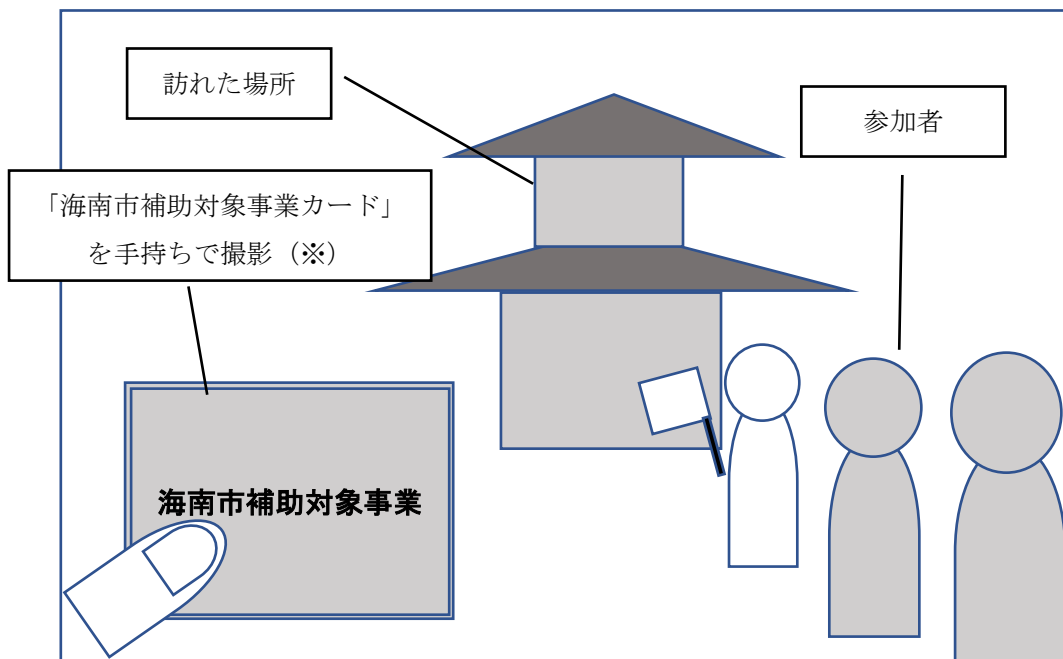
別添 1

観光施設に立ち寄ったことがわかる写真の例

Aの例（必須）



Bの例



※「海南省補助対象カード」は、写真に写っていれば撮影方法は問いません。